

環境省北海道地区環境対策調査官事務所請負業務

北海道環境パートナーシップオフィス 整備運営検討業務報告書

2005年9月

財団法人北海道環境財団

*** 目 次 ***

1	はじめに	1
2	検討の経緯	2
2 - 1	検討会の構成	2
2 - 2	開催状況	2
2 - 3	道内からの意見収集	3
3	道内各主体の状況と課題	4
3 - 1	環境保全活動主体の概況	4
3 - 2	意見交換会での議論から	7
3 - 3	アンケート調査及びヒアリング調査	8
3 - 4	北海道での環境パートナーシップ推進へに向けた課題	11
4	北海道EPOの使命	13
4 - 1	事業のねらい（活動コンセプト）	13
4 - 2	当面の目標	13
4 - 3	既存の拠点との役割分担	14
5	北海道EPOの事業	16
5 - 1	事業形態	16
5 - 2	初期（当初2年間程度）に求められる活動	16
5 - 3	中期的（5～10年程度）に期待される活動	17
6	北海道EPOの運営	18
6 - 1	予算	18
6 - 2	事業実施団体	18
6 - 3	運営体制	18
参考資料1	北海道環境パートナーシップオフィス整備運営検討会設置要綱	20
参考資料2	これまでによせられた意見の概要（第1回検討会資料）	21
参考資料3	アンケート及びヒアリング調査結果概要	24

1 はじめに

NPO/NGO、企業、行政など、立場の異なる組織や人同士が、明確な目的のもとに、対等な関係を結び、それぞれの得意分野を生かしながら、連携し協力し合うことを「パートナーシップ」という。単独では改善が困難な課題や目標に対して、NPO/NGO、企業、行政など複数の主体が適切な役割分担の元に連携協力して解決にあたることで、それぞれが単独で取り組むよりも大きな成果が期待できるため、その活用が期待されている。

環境省では、2002年12月に出された中央環境審議会の「環境保全活動の活性化方策について(中間答申)」及び平成2003年7月に議員立法により成立した「環境保全活動・環境教育推進法」を踏まえ、地域での環境パートナーシップづくりの支援拠点を設置することとしている。

具体的には、2004年度から3カ年かけて、全国7ヶ所の地方環境事務所ごとに、「地方環境パートナーシップオフィス(仮称:以下「地方EPO」)」を設置することとし、これまでに、中部(名古屋)、近畿(大阪)、中国(広島)にそれぞれ開設し、活動を開始している。これに加えて、2005年度は北海道及び東北での開設を予定している。

地方EPOの設置にあたっては、環境省の事業である一方、パートナーシップづくりの支援拠点であることから、幅広い主体の参加を得て、その役割、事業、運営について検討を行い、その結果を踏まえて内容を定めていくこととしており、本事業では、この趣旨を踏まえて北海道における地方EPO整備のあり方の検討を行った。

2 検討の経緯

本業務を進めるにあたり、道内の環境保全活動に関わる市民、事業者、行政それぞれの実務担当者、指導者、有識者、活動支援拠点等で構成される「北海道環境パートナーシップオフィス整備運営検討会」を設置し、道内各層の意見（後述）を踏まえて討議を行った。

検討会は完全公開で実施し、各回の開催案内を財団法人北海道環境財団の機関紙やホームページ、電子メール等であらかじめ広く広報するとともに、専用ホームページで配付資料や議事要旨を公開した。また、各回とも傍聴者からも発言を募り、意見の把握に努めた。

2 - 1 検討会の構成

検討メンバーは以下のとおり。（敬称略、50音順、肩書きは委嘱時のもの、 は座長）
参考資料1に設置要綱を添付した。

- <座長> 藤田 郁男 （環境学習フォーラム北海道代表）
<委員> 岡崎 朱実 （環境カウンセラー）
片山 靖之 （北海道環境生活部環境室環境政策課主幹）
金子 正美 （酪農学園大学環境システム学部助教授）
國陶 信男 （北海道電力株式会社企画部環境室環境企画グループ
グループリーダー）
小林 董信 （特定非営利活動法人北海道NPOサポートセンター理事・事務局長）
高木 晴光 （特定非営利活動法人ねおす理事長）
普久原 涼太（釧路市民活動センターセンター長）
宮田 淳 （札幌市役所環境局環境都市推進部推進課課長）
森田 裕子 （特定非営利活動法人旭川NPOサポートセンター理事・事務局長）
<事務局> 環境省、財団法人北海道環境財団

2 - 2 開催状況

以下のとおり、期間中に検討会を3回開催した。

- 第1回 [日時] 2005年7月7日（木）9:30～12:00
[場所] 北海道環境サポートセンター多目的ホール（札幌）
[議題] 北海道EPO整備事業について
検討の進め方について
北海道EPO整備のあり方について
- 第2回 [日時] 2005年8月4日（木）18:00～21:00
[場所] 北海道環境サポートセンター多目的ホール
[議題] 北海道EPOの事業内容と運営体制について
北海道内からの意見募集について
- 第3回 [日時] 2005年9月8日（木）9:30～12:30
[場所] 北海道環境サポートセンター多目的ホール
[議題] アンケート・ヒアリングの結果について
北海道EPO整備のあり方について

2 - 3 道内からの意見収集

(1) 前年度の意見交換会での議論の反映

2004年度に札幌、釧路、旭川で「環境情報拠点の在り方に関する意見交換会」が開催され、参加者から多数の意見や要望が出された。上記検討会では、このときに出された意見を前提に検討を実施した。(3 - 2 参照)

(2) アンケート調査の実施

また、第2回検討会終了後、道内の環境分野の活動団体や拠点施設、主要事業者団体、市町村を対象に、調査票を用いたアンケート調査を行い、第3回検討会での議論及びとりまとめに反映させた。(3 - 3 参照)

(3) ヒアリング調査の実施

(2) に並行して、各圏域ごとに活動団体や施設、市町村等を訪問し、本事業に対する意見や要望を直接把握した。(3 - 3 参照)

なお、検討期間をとおして、事務局で常時パブリックコメントを受け付ける体制をとり、インターネット及び機関紙等で各方面に周知を試みたが、アンケート回答以外では文書や電子メールによる意見提出はなかった。

3 道内各主体の状況と課題

3 - 1 環境保全活動主体の概況

(1) 市民活動

道内の民間による環境保全活動は、自然保護や環境教育分野を中心として、主に市民活動により多様に展開されている。

平成16年度版環境N G O総覧^{*1}に収録されている北海道の環境分野の民間非営利活動団体数は234団体で、東京都、神奈川県に次ぎ、全国(3914団体)の6%を占めている。同様に、財団法人北海道環境財団が公開する道内の環境活動団体データベース^{*2}によれば、道内の環境分野の市民・民間活動は324団体を数える。

しかし、これらの活動基盤は総じて十分ではなく、例えば、行政との契約に必要な法人格を有する団体は、環境N G O総覧上43団体(18%)、財団法人北海道環境財団のデータベース上で77件(同24%)にとどまる。特定非営利活動法人の認証状況を見ても、2005年6月末現在、全国22,424法人中、環境保全を目的とする団体は6481団体(29%)に及ぶ^{*3}が、同7月末現在までに北海道が認証している849団体のうち環境保全を目的に含む団体は201団体(24%)、主な目的とする団体は89団体(11%)にとどまり^{*4}、他分野に比較して活動の組織化が進んでいないことが示唆される。前述の環境N G O総覧によれば、道内の活動団体の大半は事業規模100万円未満であり、専従職員を雇用できるような団体は極めて少なく、その多くがボランティアワークにより支えられている実態がある。

道内には、自然体験型環境教育や市民風力発電等、全国をリードする先進的な事業も存在するが、前述の情報源によれば、政策提言までを取り組み内容とする団体は10%弱、ネットワーク型の活動団体も14%程度であり、他団体や他分野との連携は必ずしも活発ではない。

(2) 事業者の環境保全活動

事業者の環境配慮の指標の一つでもある環境管理システムの導入状況を見ると、道内のI S O 14001認証取得は、2004年9月末時点で全国16417件中315件(2%)で、道内に本拠をおく大企業の少なさを考えても低調である。もともとI S O 14001は経費負担や内容から規模の小さい企業には取得が困難で十分な普及が見込めないことから、北海道商工会議所連合会が中心となって、2004年7月に、これに代わる中小企業でも取り組みやすい認証システムである「北海道環境マネジメントシステムスタンダード」(H E S)の運用を開始した。2005年5月に小樽市内の企業が初めて第1ステップの認証を取得したが、地域規格として先行する京都環境マネジメントシステムスタンダード(K E S)は、2001年5月の運用開始以来、市内のみならず県外も含めて500件近い認証を行っており、H E Sにも今後同様の普及が待たれる。

事業者による環境保全活動としては、大手企業を中心に社会貢献活動の一環として社員による植樹や清掃ボランティアなどの他、環境分野の公開シンポジウム開催などに意欲的に取り組む企業も見られるが、環境報告書を作成、公表している企業が少な

*1 独立行政法人環境保全再生機構監修、2004年

*2 財団法人北海道環境財団 <http://www.heco-spc.or.jp/> 2005年8月現在

*3 N P Oホームページ(内閣府) <http://www.npo-homepage.go.jp/index.html>

*4 北海道のN P O <http://www.pref.hokkaido.jp/kseikatu/ks-bssbk/npo.index.htm>

いことなど、企業の環境分野での社会貢献活動や環境コミュニケーション活動は必ずしも活発とはいえず、その促進方策を必要としている。

また、農林水産業や観光など北海道を代表する地域産業についても、一部に全国に誇れる優れた取り組みもあるものの、全体的には環境経営の推進や環境保全型地域づくりに向けた取り組みの強化が求められる。

道内の事業者による環境パートナーシップ活動は、ほとんど事例が知られておらず、基礎的な情報収集から必要な状況にある。

(3) 地方公共団体の取組み

景気低迷による税収の落ち込みや政府による行財政改革等の影響により地方公共団体は総じて財政難が続いており、市町村も道も環境政策に十分な予算や人員を割けない状況が推察される。環境政策の優先度も一般的には高くなく、例えば法律で義務づけられている地球温暖化防止実行計画を策定している市町村は、2004年度末現在208市町村中36市町村（17%）にとどまり、全国平均（35%）を大きく下回る。

こうした弱点を補ううえで、市民参加や国や道など他の行政機関を含む他主体との連携・協働が大いに期待されるが、市町村に限らず行政機関が関わる環境パートナーシップの事例はいくつかの先進的な取り組みが知られているにすぎず、普及に向けてその意義やノウハウの発信や動機づけが必要である。

(4) 環境パートナーシップの状況

後述のアンケート・ヒアリング結果にも現れているように、市民活動、事業者、行政それぞれが課題を抱え、自律的な環境保全が進みにくい状況があり、相互に支援や協力を必要としている状況にある。しかし、道内では複数主体や異なる立場が積極的に連携することで課題解決に取り組む例は多くない。逆に、環境保全へのインセンティブの不足に加え、行政と市民活動との信頼関係の不足、行政間連携の欠如、環境政策と地域づくりと不整合など、連携や実践を妨げる構図が随所に見られ、環境保全活動を活性化し、環境保全・創造が地域をあげて進められて行くには、連携・協働の呼びかけにも増して、こうした構造の改善を必要としている。

道の調査によれば、道内のNPOと行政の協働事例は、事業委託、事業協力、実行委員会・協議会等の形式が多く、取り組みやすい協働として、NPOが事業委託や資金協力をあげたのに対して、行政はイベントの共催、実行委員会・協議会等をあげるなど、意識の違いが見られる。この調査では、把握された事例の絶対数は少ないものの、福祉・生活分野等を抑えて環境分野の協働が最多の約1/4を占め、今後期待される分野としてもまちづくりに次いで注目されている。^{*5}

現在、環境学習施設の運営や環境学習事業等を行政がNPOに委託し、NPOが専門技術や人材を提供することで協力する事例が増えてきている。こうした動きは、指定管理者制度の普及等によりさらに加速すると見られるが、こうした流れが現在ありがちな下請けや形式的な協働にとどまらず、政策における意思決定への参画等、より上流部での協働につながるよう、双方に働きかけていく必要がある。

(5) 拠点施設・中間支援組織の状況

道内には、環境保全活動や環境教育の支援・推進等、北海道EPOと趣旨を一部共有する拠点が活動している。主要なものとしては、財団法人北海道環境財団が運営す

*5 「協働50-協働Q & Aハンドブック-」NPO法人NPO推進北海道会議、北海道総合企画部政策室、2003年

る北海道環境サポートセンター^{*6}及び札幌市環境プラザの2つがあげられ、それぞれ北海道庁、札幌市役所の環境政策の一環として、前者は道内全域を対象に、後者は札幌市を中心として活動している。それぞれ課題を抱えてはいるが、それぞれが持つノウハウやネットワークは道内では貴重な社会資本であり、北海道EPO事業の開始にあたってこれらを最大限活用するとともに、それらとの連携・協働や一体的な事業展開の必要性がくり返し指摘されている。2つの施設の概要は、表3-1のとおりである。

また、財団法人北海道環境財団のデータベースによれば、道内の環境分野およびそれに寄与する市民活動・教育分野のサービスを提供する施設は、公共による設置を中心に149ヶ所を数える。なかでも道内に数多く立地する自然公園のネイチャーセンターや自然学校等の施設は、地域における環境教育、保護活動、調査研究の重要な拠点となっており、いずれも予算や人的制約を抱えつつも、行政との協働による運営や人材育成の実績で知られる拠点もいくつも存在する。

さらに、環境分野に限らないNPO活動や市民活動支援組織・拠点は、NPOが独自に運営する機関や、地方公共団体が設置または支援して活動する施設等が、札幌圏をはじめ、函館、旭川、帯広、釧路等で活動している。数は少ないが、環境NPOが運営に参画したり、事業として環境保全活動自体に取り組む組織もある。

表3-1 既存の拠点施設の概要

名称	北海道環境サポートセンター	札幌市環境プラザ
設置者	財団法人北海道環境財団	札幌市
設置目的	道民及び事業者の自発的な環境保全活動の促進をめざし、環境に関する情報の提供や環境保全活動への支援などに関する事業を行う(財団寄付行為より)	本市の環境保全活動を推進することを目的とし、環境教育・学習の拠点、市民や市民団体等の環境の保全に関する活動の拠点施設として開設(市資料より)
設置経緯	「環境保全活動への支援に関する基本構想」(1996年、北海道)に基づき、1997年に北海道が財団補助事業として開設。	環境審議会答申(1997年)、札幌市環境プラザ検討会議(2000~2002年)の提言を踏まえて複合施設として2003年に市が開設。
運営主体	財団法人北海道環境財団 (北海道補助事業)	札幌市直轄 (指定管理者移行の準備中)
意思決定機関	財団理事会(施設運営のための会議組織は持たない)	札幌市
施設配置職員	財団職員3名・非常勤職員2名 (ただし、他の財団職員もセンター事業に関与している。)	市職員4名・臨時職員1名
活動財源	北海道補助金 環境省等からの受託事業 賛助会費・寄付金収入、 外部助成金、他	札幌市一般会計予算
外部意見の反映方策	理事会の議決と評議員会の同意のもとに施設運営を含めて財団事業計画・予算を作成	札幌市環境保全推進会議での討議と、市民有志による懇談会の開催

*6 北海道環境サポートセンターは財団法人北海道環境財団が運営する施設の名称であり、同財団と一体のものである。本報告書では活動主体名として基本的に「財団法人北海道環境財団」を用い、特に施設を指すときのみ「北海道環境サポートセンター」と記載した。

3 - 2 意見交換会での議論から

2004年度に、札幌、釧路、旭川の3ヶ所で、それぞれ地域で環境保全活動に関わりを持つ市民、事業者、行政機関からの参加を得て、下記のとおり「環境情報拠点の在り方に関する意見交換会」が開催された。

- 札幌 [日時] 2004年9月10日(金) 13:30～16:30
[場所] 札幌市環境プラザ環境研修室(札幌市北区北8条西3丁目)
[参加者] 29名
[主催] 環境省北海道地区環境対策調査官事務所
- 釧路 [日時] 2005年1月17日(月) 18:30～21:00
[場所] 釧路市市民活動センター「わっと」(釧路市北大通4丁目1番地)
[参加者] 19名
[主催] 環境省、財団法人北海道環境財団
- 旭川 [日時] 2005年1月25日(火) 18:30～20:30
[場所] 旭川市大雪クリスタルホール(旭川市神楽3条7丁目)
[参加者] 13名
[主催] 環境省、財団法人北海道環境財団

各回とも参加者から数多くの意見、提案、要望などが出され、活発な意見交換が行われた。ここで議論された内容は参考資料2により第1回の検討会に報告され、以後、これを踏まえた検討が行われている。主な論点は、以下のとおりである。⁷

(1) 既存の拠点施設・組織との関係と課題整理の必要性

すでに札幌に、財団法人北海道環境財団や札幌市環境プラザといった情報交流、活動支援、環境学習の拠点が開設されて活動しており、拠点の新規開設ではなく既存の拠点・施設の活用を望む声が多数あった。

(2) 国の政策と地域をつなぐ機能の必要性

国や自治体の政策に地域のニーズを反映させ、ミスマッチを解消させるための「つなぎ役」を期待する声が複数あった。あわせて、環境省と道内の市民、民間、自治体とのコミュニケーション促進とそのための発信や人的交流、国や自治体の諸制度のコーディネート、活用を求める声が複数あった。

(3) 多様な主体・地域間をつなぐ機能(ネットワーク、連携)への期待

主体間、地域間でのニーズの共有とそのための接点と顔の見えるネットワークの必要性、既存の拠点や組織の連携やそのためのコーディネーターの必要性等の意見が出された。

*7 意見交換会の詳細は、「環境情報拠点の在り方についての意見交換会」(環境省北海道地区環境対策調査官事務所、2004年9月)及び「環境情報拠点の在り方についての意見収集請負業務報告書」(財団法人北海道環境財団、2005年2月)を参照のこと。

(4) 情報収集、発信への期待

支庁単位での情報流通の必要性やグローバルな情報の地域への発信、北海道からの発信等の必要性が指摘された。

(5) オフィスの設置場所について

顔の見える関係が重要であり、支庁単位での設置やそれを代替する事業の提案があった。また、釧路や旭川では、それぞれ地元拠点に要望する声それぞれ相次いだ。

(6) 運営体制について

想定される人員規模(常勤2名程度)では全道をカバーできず予算が足りないこと、それを補うには既存の拠点や組織を活用する必要があることなどの指摘があった。また、ハードよりもソフトに予算を振り向けるべきとの意見があった。

(7) 検討プロセスについて

事業のねらいやイメージがわかりにくいとの意見が多かった。また、意見交換の重要性や継続を期待する声もあった。

3-3 アンケート調査及びヒアリング調査

北海道EPO事業のあり方について広く道内の意見をいただくために、第2回検討会終了後に、道内の環境保全活動団体、環境関連施設・機関、事業者団体、市町村を対象として、調査票によるアンケートを実施した。

調査票の発送及び回収状況は、表3-2のとおりである。

表3-2 アンケートの実施状況

	発送数	回収数	回収率
団体	332件	63件	19.0%
施設	147件	25件	17.0%
事業者	41件	9件	22.0%
地方公共団体	220件	84件	38.2%
匿名	-	6件	-
合計	740件	187件	25.3%

また、アンケート調査と並行して、過去に意見交換会を開催していない地域を中心に、表3-3に掲載の32ヶ所、計38名(うち1名は匿名につき、リスト不掲載)の方々を訪問し、直接ヒアリングにより意見や助言等をご提供いただいた。

表3-3 ヒアリングにご協力いただいた方々（順不同・敬称略）

地 域		氏 名	所 属 等
道 南	函館市	帰山 雅秀	北海道大学大学院水産科学研究院教授
	"	ピーター・ハレルト	南北海道自然エネルギープロジェクト代表
	"	木村 マサ子	北海道自然アウトドアガイド
	"	佐々木 幸一	渡島支庁地域政策部環境生活課環境保全係主任
	"	富樫 洋	函館市環境部環境保全課長
	"	坂野 昌治	" " " 環境推進係長
"	白石 紀由	" " " " 主事	
道 央	黒松内町	高橋 興世	黒松内町ブナセンターセンター長・学芸員
	倶知安町	今野 康志	後志支庁地域政策部環境生活課環境保全係長
	"	疋田 賢哉	" " " " 主任
	二セコ町	松田 裕子	北海道地球温暖化防止活動推進員
	登別市	上田 融	登別市ネイチャーセンターふおれすと鉱山博物館
	苫小牧市	佐藤 紳	苫小牧市環境衛生部環境保全課環境計画担当技師
"	館崎 やよい	NPO法人がるだする代表	
十 勝	帯広市	坂本 和昭	北の起業広場協同組合専務理事
	"	藤井 淳	十勝場所と環境ラボラトリー専務
	"	泉川 純	十勝支庁地域政策部環境生活課環境保全係長
	"	小山 彰夫	" " " " 主任 帯広市緑化環境部環境課環境保全係長
道 東	釧路市	福田 芳弘	釧路市環境部環境政策課課長補佐
	"	司口 幸治	" " 主事
	"	斉藤 さゆり	釧路国際ウェットランドセンター
	"	大西 英一	釧路武佐の森の会会長、釧路短期大学教授
	標茶町	佐藤 吉彦	標茶町企画財政課長
	"	佐藤 弘幸	" " 企画調整係長
	厚岸町	澁谷 辰生	厚岸水鳥観察館、厚岸町環境政策課
浜中町	伊東 俊和	霧多布湿原センター	
"	瓜田 勝也	ペンションPORCH、NPO法人霧多布湿原トラスト	
道 北	下川町	春日 隆司	財団法人下川町ふるさと開発振興公社クスタ推進部長
	"	奈須 憲一郎	NPO法人さーくる森人類代表
	稚内市	長谷川 伸一	稚内新エネルギー研究会会長
	"	氏本 長一	長谷川建設株式会社代表取締役
	枝幸町	村山 修	社団法人宗谷畜産開発公社宗谷岬肉牛牧場牧場長 オホーツクナビゲーションセンター代表
オ ホ ー ツ ク	北見市	石原 千鶴	北海道地球温暖化防止活動推進員
	網走市	小川 秀一	網走支庁地域政策部環境生活課主査
	紋別市	青田 昌秋	北海道立オホーツク流水科学センター所長
	常呂町	前川 公彦	サロマ湖養殖漁業協同組合サロマ湖養殖調査研究センター
	斜里町	村上 隆広	斜里町総務環境部環境保全課自然保護係

アンケート及びヒアリングの結果概要は参考資料4のとおりであり、集計及び特徴的な意見から、以下のように総括できる。

(1) 人材と資金に代表される地域のニーズ

非営利セクターを中心に、活動資金と人材の不足を活動上の課題とする声が多く、これに対する直接的な財政支援や人的支援へのニーズがさまざまな形で寄せられた。また、EPO自体、スタッフとして幅広いネットワークや地域での実践力、経験を有するハイレベルな人材が担うべきであるとする意見が多数あり、想定される予算規模での実現を危ぶむ意見が相次いだ。

(2) 地域内の情報交流へのニーズ

道内または地域内の情報や接点を求める声が道外や全国レベルのそれよりも多く、地域の活動主体の多くにとって、地域内での情報交換や交流の機会が不足している状況が明らかとなった。また、国の環境政策の動きにも増して、道内の市町村の取り組みなどの道内活動事例への情報ニーズが寄せられている。

(3) 地域レベルでの中間支援機能への要請

既存の拠点や人材が充実している札幌圏を除くと、市内での広報協力などのように本来は市町村レベルでの対応が期待される支援や、ボランティアの募集などのようにそれぞれの活動が抱える個別の課題の解決に向けた直接的な援助を期待する声が多く、全道一律ではなく、圏域レベル、市町村レベルの環境保全活動支援機能への要請が相当存在することが推察される。

(4) 行政の取り組みや姿勢への疑問

補助金や助成金などの行政からの活動支援について、手続きの繁雑さやわかりにくさ、消極的な対応などに対する改善の要望が多い。また、機関毎の対応の違いや縦割り行政への批判等も多々あり、行政間連携や整合の確保、窓口の集約等が求められている。過去に行政の協力が得られず、苦勞して活動してきた主体もあり、こうした立場からは、行政に対する不信感も多かった。さらに、市町村、道、国の機関等、行政間の信頼関係が十分ではない状況も垣間見えた。

(5) 地域づくりのなかで環境を考える必要性

縦割りの環境政策や価値観を押しつける環境保全活動への批判の声があり、環境活動の地域づくりへの貢献やそうした視点の不足が、環境保全の自律的な進展を妨げている可能性が伺える。

(6) パートナーシップ型取り組みの少なさと理解の不足

道内では環境パートナーシップの事例はかなり限られており、今後積極的にパートナーシップを組む意欲も1/3程度にとどまっている。人手や予算の不足を理由に当面新たなパートナーシップを期待しない、という回答に見るように、課題を解決する手法としてのパートナーシップの意義もあまり浸透していない。

(7) 具体的なパートナーシップ事業の可能性

北海道 E P O や環境省とのパートナーシップによる活動に対しては、様子見が多く、積極的な希望は 2 割程度にとどまるが、中には、道内の環境保全型地域づくりと道外企業の社会貢献活動との連携支援や地域の N P O とのパートナーシップに基づくスタディツアーなど、具体的な事業の提案もあった。

(8) 事業及び関係機関の周知の必要性

北海道 E P O や関係機関は、道内では環境保全に関わる立場の主体にもあまり知られておらず、パートナーを得ていくためにも、積極的な広報や周知活動が必要である。

(9) 既存拠点と一体となった活動への要請

意見交換会同様、北海道環境財団など既存の中間支援組織との重複への疑問や、こうした既存の拠点自体が北海道 E P O を担うべきという意見が多かった。

3 - 4 北海道での環境パートナーシップ推進へに向けた課題

以上の意見把握及び検討会での議論から、北海道 E P O 事業を進めるうえで踏まえるべき課題、ニーズを、つぎのように整理した。

(1) 地域の意向を国の環境政策に反映させる仕組みの不足

地域が国の環境政策に期待することと、国が地域に期待することとの間に、さまざまなミスマッチが見受けられる。省庁間の政策の不整合や、中央省庁と地方機関との意思疎通の不足も、国の政策への地域の意思の反映を妨げていると見られる。しかし、地域と国の機関との対話や合意形成の機会は限られており、多くの場合、こうした状況を改善する仕組みがなく、このことが国の環境政策への関心喚起や国と地域の信頼関係の構築を妨げ、双方の利益を損ねている可能性がある。

地域・市民の声を中央の政策立案に反映させる機能が不十分であるのみならず、結果として国の環境政策や考え方も地域に十分に伝わっているとは言い難い状況にある。

環境政策をめぐる地域と国とのコミュニケーションの改善を図るとともに、地域での国の環境政策の一貫性、整合性を地域も参加しながら形成していく仕組みが求められる。

(2) 地域の環境政策の説得力不足

道内には、市町村行政が関わる意欲的な取り組みや優れた環境パートナーシップ活動も存在する一方で、(1) と同様に地方公共団体の環境政策と地域の活動の信頼関係の不足も随所に見受けられる。

行政計画の多くが、市民、事業者、他の行政機関などの協力・参画の必要性を明記し、市民・民間活動は政策への参画や行政からの人的及び資金的支援を求めている場合が多い。このように、相互に協力や参画を必要としながらも、実効的な連携は進まず、逆に合意形成不全や、行政内部の意識の低さなどが指摘されている。

加えて、他部局に統治が効かずモラルに訴える啓発に終始しがちな縦割りの環境政策には地域の利益が見えず、組織内外で十分な支持や優先度が得られず、他の政策との整合を欠くなど、説得力を持たないことも多い。行政間や外部との情報交流も総じて活発ではなく、そもそも外部との連携を指向しない組織も多いものと思われる。

こうした状況が、本来パートナーシップを組むべき環境意識の高い市民・民間と身近な地元行政機関の信頼関係構築を妨げている可能性が高く、行政と市民・民間の連携や役割分担に至る対話や、それに向けた行政内部の意識変革等が求められる。

(3) 主体間の共益創出と地域づくりへの貢献の必要性（環境保全への支持不足）

環境政策や環境保全活動には、外部からは市民や地域の利益が見えにくく、逆に価値観や負担の押しつけと受け止められるなど、依然としてマイナスイメージも存在する。また、環境コストの内部化や制度による対策の義務づけが不十分な現状では、事業者による自発的な環境保全や環境貢献への動機は働きにくい。

このようななかで、地域の環境保全に向けた取り組みと支持を拡大していくには、環境を地域の共通利益としてとらえて地域づくりに貢献する視点が必要であり、産業、交通、文化など他分野との対話の拡大や連携を積極的に働きかけていく必要がある。

(4) 地域からの活動支援の多様な要請の存在

人材、拠点施設、支援組織等が集中する札幌圏を除くと、地域内外との情報交流、活動支援、環境政策と民間との接点づくりなどはあまり行われてきておらず、地域ごとの情報提供、活動支援、相談窓口設置等の要請が強い。道内の既存の拠点も、全道各地ときめ細かくつながりきれておらず、各地の市民活動支援組織などは環境分野の情報発信や助言等を必ずしも十分に行えるわけではない。

また、財団法人北海道環境財団など現在ある環境分野の拠点組織は、道内または圏域内が主な活動対象であり、道外からの有用な情報の収集や、道内の取り組みの道外への発信など、道外との接点づくりには十分に組み合わせていない。

地域ごとの支援機能を北海道EPOが直接満たすには限界があるが、こうした需要を満たす仕組みづくりの支援は、上記課題を解決していくうえでもポイントとなる。

(5) 地域で動ける人づくりの必要性

ここに列挙する課題の解決を含め、地域の環境保全・創造を仕掛け、他者に働きかけ、異なる立場の連携により前進させていくプロデューサー役、コーディネーター役として動ける人材が、多くの地域、分野で必要とされながら不足している。そうした仕事の希望者がいても、雇用環境が整っておらず、人材やその活動を支える仕組みが極めて脆弱である。

この状況の解消に向けて、人材及び人材育成の重要性の認知を広め、人材の需要と供給をつなぐ取り組みや、環境で「食っていける」人づくり等、実際に地域で活動する人を増やして地域のニーズに応じていくことが必要とされている。

(6) 既存拠点の活用と補完

これらの課題は、現在の中間支援組織や公共セクターが担いきれていない部分であり、北海道での環境保全活動の活性化や環境政策の推進にあたり、国の支援を必要としている部分であるともいえる。北海道EPOは、こうした既存の活動の持つ資源を最大限に活用しつつ、不足部分を補完、有機的な連携の創出、一体的な活動による利便の提供などを、道内各層から強く要請されてきている。

4 北海道EPOの使命

4 - 1 事業のねらい(活動コンセプト)

前章までの検討を踏まえ、北海道EPOの活動コンセプトは以下のように集約される。

持続可能な地域づくりのために、道内のさまざまな立場と国や地域の環境政策をつなぎ、対話と相互理解を促進してパートナーシップを組み、人と取り組みを育て、北海道の地域環境力⁸を強化する。

4 - 2 当面の目標

3章のとおり、道内各方面から寄せられた北海道EPOへの期待は多岐にわたるが、限られた予算と人員での事業運営となること、道内向けの環境保全活動支援や情報提供はすでに部分的に行われてきていること、現在の自治体や民間では実現困難な国ならではの役割を重視する必要性等から、当面以下について重点的に取り組んでいく。

(1) 環境政策をめぐる地域と国、地方公共団体のミスマッチの解消

道内各地域のニーズや意思を中央(環境省)に伝え、国レベルの政策立案に反映させていくために、地域と行政機関の接点や対話の仕組みを設ける。北海道EPOをとおして、環境省自身が地域の「御用聞き」と発信に取り組む姿勢が求められる。

地域の取り組みや環境政策をめぐる当事者、利害関係者の対話を進め、相互理解とニーズの共有、合意形成を支援し、地域・市民が主体的に参画する環境政策づくりを目指していく。

省庁間、国・道・市町村間の連携や環境政策を巡るコミュニケーションを改善する。

(2) 地域環境力を担う人づくり

持続可能な地域づくりに向けて地域や各分野で他者に働きかけ、地域の産官学民をつないで事業を仕掛け、自活できる人材をつくりだしていく。

既存の団体のもつ人的資源も活かしつつ、地域のニーズと人材とのマッチングに取り組み、雇用環境の改善・創出を図る。

活動をとおして人的ネットワークやノウハウを北海道EPOのスタッフに蓄積し、道内に還元する。

(3) 異なる主体のパートナーシップによる事業の実践

市民・民間または行政だけでは解決できない課題や取り組みが進まない分野に対して、異なる主体の思いを枠組みを越えてつないでいく。

*8 平成15年版環境白書で提示された、より良い地域を創っていかうという地域全体での取組意識や能力を示す概念。地域資源(自然的・社会的基盤と主体)が的確に把握されることと、地域社会の幅広い主体が連携することで、地域の方向性(目標)が共有され、地域全体として環境保全の取り組みを効果的に進めていく力となる。地域に関する情報が積極的に発信・提供も前提として重要である。

環境省・北海道EPO自身が協働の姿勢を明確に示し、道内に環境パートナーシップの考え方や意義、事例を普及していく。

道内の環境保全活動の活性化に向けて、これまでにあまり連携できていない、まちづくりや教育、地域産業等の周辺分野や、道内外企業のCSR活動等との連携を具体的にコーディネートし、支援していく。

中間支援機能に対する要請の高い札幌圏外の地域において、地域の活動団体や行政機関等との連携により、拠点機能の創設や仕組みづくりを図る。

道内各地の中間支援組織等との協働、全国レベルのネットワークや道外機関・組織との新たな連携により、道内向け中間支援機能の強化を図る。

(4) 地域づくりへの貢献

都市、産業、教育等他分野との政策統合を働きかけ、縦割りの環境政策から地域を元気にする環境政策への転換を行政機関に動機付けていく。

地域の利益の見える環境保全・創造に向けて、市民・民間と行政が、地域における環境保全・創造の優先度と目標、戦略を共有することや、役割分担を働きかけていく。

(5) 道内の情報発信力の強化

国やEPOネットワークを介して、道内の取り組みや動きを広く道外に発信し、圏域をこえた情報交流や連携を働きかけてつなぐことで、道内の取り組みの支援及び活性化を図る。

全国一律の情報流通の拡大ではなく、可能な限り各地域、各分野に有用な形での情報提供、情報発信を行う。

4 - 3 既存の拠点との役割分担

北海道EPOの検討に際し、道内の既存の拠点の持つネットワークや経験など、資源の最大限の活用や、有機的な連携の創出、一体的な活動による利用者サービスの向上等が強く要請されている。特に、活動地域が重複する財団法人北海道環境財団との連携と役割分担は本事業のポイントでもあり、ここでは表4-1のように期待される連携と役割分担の整理を試みた。

表4 - 1 既存の拠点との連携と役割分担の考え方

	北海道EPO	財団法人北海道環境財団
政策主体	環境省	北海道
	新たな国 - 都道府県連携の創出	
主な使命	道内各地域、分野と国の環境政策とのつなぎ 環境パートナーシップの推進	道内の環境保全活動の支援 環境学習の推進
活動地域	北海道の地域環境力の強化が共通の目標	
	北海道内及び全国ネットワーク	基本的に北海道内
主な事業対象	連携を指向する団体、事業者 行政機関、関係機関 コーディネーター役となる人材	道内の環境保全活動団体、人材等 環境に関心を持つ道民、事業者
	ターゲットの相互補完によりサービス対象を拡大	
パートナーシップ活動	道内主体との協働の創出、実践 行政間連携の推進 道外との連携創出 地域づくりへの貢献	活動支援を兼ねた外部との連携
	パートナーづくりと連携・協働創出の連動	
情報提供	道内情報の道外向け発信 国レベルの情報、海外の情報の道内 向け発信 道内外の情報交流促進 環境パートナーシップに関する基礎 的な情報の発信 情報源情報、他	道内の環境保全活動情報の流通 道内団体・施設等のデータベース提供 活動支援に資する情報提供 地球温暖化防止等主な環境分野に関する基礎的な情報、他
	道内での情報交流充実と道外への拡充	
ネットワークの特徴	国（中央）とのパイプ EPO間のネットワーク 道外と道内を結ぶネットワーク	道内の活動主体、人材との顔の見える ネットワーク
活動支援	国と地域の対話の場づくり ステークホルダーの対話促進 パートナーシップ構築支援 人材育成	道内の民間活動の直接的支援（情報、 相談、資金、場所等の提供） 環境学習の機会提供、支援
	ターゲットの相互補完による支援対象の拡大	
啓発活動	情報の少ない先駆的分野の紹介等	道民向け動機づけ（地球温暖化防止活 動推進センター活動 ⁹ 等）
	啓発活動の質と幅の拡充	

*9 財団法人北海道環境財団は地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、知事の指定により地球温暖化防止に関する啓発活動や活動支援などを行っている。

5 北海道EPOの事業

5 - 1 事業形態

北海道EPOは、環境省との請負契約に基づき民間団体が実施する事業である。事業担当スタッフの活動拠点としての事務所（以下「オフィス」と記）を設置し、対外的にはこれを「北海道EPO」と称する。

オフィスは、一般公開施設としての維持管理業務や行政サービス窓口としての機能よりも、スタッフの活動そのものを事業の中心に位置づける。スタッフは前述の使命の達成に必要な事業を企画立案し、積極的に地域に出てネットワークを拡げながら活動することを旨とする。

オフィスは、事業を担当する環境省北海道地区環境対策調査官事務所（以下「地方環境事務所」と記）との日常的な連絡・調整を必要とするため、同事務所の近傍に設置することが望ましい。また、既存の拠点と連携し、その資源を共有して最大限に活用する観点から、既存の拠点施設に併設または集約することで、利用者への便宜を確保し、パートナーシップに基づく一体の活動形態とすることが望ましい。

5 - 2 初期（当初2年間程度）に求められる活動

（1） 対話の場づくり

地域や分野ごとに当事者・利害関係者が意見交換し、環境省（本省、地方環境事務所）や地方公共団体に直接意思を伝え、相互理解を深めていく場をつくる。

このプロセスをとおして、各地域・分野での主体間連携・協働の必要性、可能性、それぞれの役割を明らかにし、あわせて、顔の見えるネットワークを拡大していく。

事業の周知を兼ねて、初期に道内6経済圏域を一巡をさせ、開催スタイルを確立して継続することをさしあたっての目標とする。

（2） 環境パートナーシップの働きかけ

（1）に加え、セミナーやワークショップなどの手法により、対象毎に環境パートナーシップの意義や可能性を周知していく。

道内での連携した取り組みの実績が少ない地方公共団体、道内外の企業のCSR活動、学校等を対象に事業を企画し、積極的に連携を働きかけていく。

（3） パートナーシップ事業の試行

これまでの検討プロセスで把握された地域のニーズや実現可能性を考慮のうえ、北海道EPO自体が参画するパートナーシップ事業をモデル的に実施し、事例を作る。

（4） 情報発信と交流

道内の環境パートナーシップや持続可能な地域づくりに関する取り組みの状況を把握し、インターネット、出版の他、メディアとの連携などにより、広く道内外に

発信していく。

北海道EPOの活動自体を道内外に広く発信していく。

道内各主体と環境省・EPOの全国ネットワークをつなぎ、情報のみならず人的交流を仕掛けて、道内の環境保全活動を元気にしていく。

(5) 人材開発

事業の企画立案、調整、実践、評価等をとおして、協働のノウハウとネットワークを蓄積させ、スタッフの企画制作力や調整能力を高めていく。

事業のプロセスをとおして、連携しうる人材や組織を各分野に見だし、ネットワークを持つとともに、人材を必要とする地域と活動を指向する人材の接点としての機能を果たしていく。

NPO/NGO、企業、市町村行政との人材交流等により、将来の協働の接点・コーディネートづくりを図る。

5 - 3 中期的（5～10年程度）に期待される活動

(1) 対話の継続と参画・協働の拡大

地域の課題や環境政策についての当事者、利害関係者の対話の場を定着させて継続し、地域と国、地方公共団体の合意形成を支援するとともに、環境政策への地域の参画や自治の拡大に資する事業をひとつでも多く生みだしていく。

(2) 環境パートナーシップの誘発と自立促進

実践や事例の蓄積に基づき、環境パートナーシップによる意義や利益を道内に普及し、各分野でパートナーシップによる活動や事業の誘発を図る。

地域づくりや政策に関する意思決定等、より上流での協働を仕掛けていくとともに、それぞれの事業の持続的な実施体制づくりや自立支援等、ファシリテーターの役割を果たしていく。

(3) 地域づくりへの貢献と担い手づくり

北海道EPOの事業をとおして、地域を元気にする環境保全活動や、環境保全に貢献する地域再生を仕掛けられる人材を、市民活動、事業者、行政、それぞれの中に見だし、または育て、必要とする地域と分野につなげていく。

北海道EPO自体を事業をとおした人材育成の場として活用する。

輩出した人材を、地域の先導役及びEPOのパートナーとして各地・各分野に送り込んでいく。

こうした人材が安定して活動できる雇用環境の創出を目指す。

6 北海道EPOの運営

6 - 1 予算

北海道EPO事業は、地方環境事務所が民間団体と請負契約を締結して実施する。環境省は北海道EPO事業の実施にあたり、オフィス（100㎡程度想定）の賃貸経費、什器や備品等の初度調弁費を予算措置し、さらに毎年の事業を行うための人件費（常勤1.5～2名程度想定）及び事業経費（旅費、会議・行事開催経費等）等の運営費を110万円/月程度を確保することとしている。

事業実施団体は、北海道EPO事業拡充のために、この予算以外の環境省予算や環境省以外の資金や人的資源の活用を図ることも可能である。また、事業の拡充等必要に応じて環境省に予算の増額を要請していく必要がある。

6 - 2 事業実施団体

北海道EPOは、地方環境事務所との契約に基づき、民間団体が実施、運営する。この事業の運営にあたる団体は、次のような条件を満たすことが求められる。

本事業の趣旨と道内各主体の多様な立場、状況を理解し、それらを踏まえた事業を企画立案し、実施できること。

国の環境政策や北海道内各地の環境保全活動等に関して十分な情報とネットワークを有すること。

地方環境事務所との契約事務や対外的な連絡調整を円滑に進める事務処理能力及び、安定した事業運営が可能な経営基盤を有すること。

道内に活動拠点を有する非営利団体であること。

6 - 3 運営体制

(1) 基本的な考え方

北海道EPOの運営は、次のような姿勢で行われていく必要がある。

事業の趣旨に基づき、道内の多様な立場の意見を反映させ、可能な限りその参画を得た運営を行うこと。

使命を共有する民間団体が担い、その能力と民の視点が存分に活かされ、発意に基づく創造的な事業展開が行えること。

限られた予算と人員を最大限有効に活用できる効率的な運営を行うこと。

(2) 外部評価機関

北海道EPO事業に、道内の市民、事業者、行政それぞれの立場の意見を反映させ

ていくために、運営状況を評価し、必要に応じて助言する機関を置く必要がある。例えば、次のような仕組みが考えられる。

地方環境事務所は、環境パートナーシップによる活動の実績や北海道EPOへの参画・協力の意欲を有する道内の市民団体、事業者、行政、有識者等からなる北海道EPOの評価機関を設置する。

評価機関の委員は、事業実施団体ではなく地方環境事務所が任命することが適当である。委員の任期は2年程度で、再任も可とし、公募の併用等により参加の機会を確保できることが望ましい。

評価機関の事務局は、事業実施団体が地方環境事務所の協力を得て務める。必要経費は、北海道EPO事業費から拠出することとなる。

評価機関は、活発な議論が可能な人数で多様な立場の参画を得て構成し、運営事務を圧迫しない範囲でなるべく密に会議を開き、北海道EPOの事業方針や毎年度の事業計画、事業評価、その他EPOの運営に必要な事項を検討し、具体的なアドバイス等を行うことで、事業運営に協力する。地方環境事務所及び事業実施団体は、ここでの議論を踏まえて事業の企画立案や進行管理等を行う。

(3) 日常の業務体制

北海道EPOの日常の業務体制は、以下のように考えられる。

事業実施団体は、オフィスに担当スタッフを常勤させる。スタッフは、地方環境事務所及び評価機関の協力を得ながら、事業を進める。

オフィスは、平日の日中を通常勤務時間とし、常勤スタッフの外勤、出張時等の連絡体制を整備する。(少人数での土日や夜間を含む勤務ローテーションはスタッフのフットワークを著しく阻害することと、土日の来訪者対応よりも各主体との連絡のとり易さを優先すべきことから、平日のオフィスアワーにあわせることが最も合理的と思われる。)

スタッフ、事業実施団体、地方環境事務所は、定期的にスタッフミーティングを開き、事業の進捗状況を共有し、方針を相談しながら事業を進める。事業計画の変更等運営上の判断が必要となる場合には、評議会を開催してアドバイスを求めた上で方針を決める。

オフィスは、日常業務においても積極的にNPO/NGOや企業の協力を取りつけ、参画度の高い運営をめざす。可能かつ効果が見込まれるようであれば、日常業務におけるサポーターの組織化等も検討の余地がある。

(4) 事業の評価

評価機関は、年度ごとの事業実施状況を評価し、事業実施団体はその結果を事業報告及び次年度以降の事業計画に反映させる必要がある。

また、数年ごとに北海道EPOのコンセプトや役割を含めた基本的な方向性を検証し、必要に応じて見直していくことが必要である。

参考資料 1

北海道環境パートナーシップオフィス整備運営検討会設置要綱

(設置目的)

第1条 北海道地区における地方環境パートナーシップオフィス(以下「北海道EPO」という)を開設するため、財団法人北海道環境財団内に北海道環境パートナーシップオフィス整備運営検討会(以下「検討会」という)を設置する。

(役割)

第2条 検討会は、北海道EPOの目的を達成するため、運営方針等北海道EPOの整備運営上の重要な事項について検討する。

(構成)

第3条 検討会は、学識経験者、環境関係団体、道内事業者、地方公共団体などの関係者などで構成する。

(任期)

第4条 検討委員の任期は、平成17年9月30日までとする。

(職務)

第5条 検討会には、座長を置く。

2 座長は、検討会の進行管理ととりまとめを総括する。

(事務局)

第6条 検討会の事務を処理するため、事務局を置く。

(その他)

第7条 この規程の施行について、必要な事項は、委員の合議により別に定める。

附則

この規程は、平成17年6月7日から施行する。

参考資料 2

これまでによせられた意見の概要（第1回検討会資料）

2004年度の札幌、釧路、旭川の意見交換会及び、2004年3月の意見募集で寄せられた意見の概要は次のとおりである。

（凡例 / :札幌、 :釧路、 :旭川、 :意見募集）

1 既存の拠点との関係、課題等

北海道環境サポートセンター（財団法人北海道環境財団）や札幌市環境プラザがすでに活動しているなかで、同様な機能の新たな施設は必要ない。

組織の新設ではなく、今ある組織や人を充実させてネットワークの強化を。

既存の組織のサポートに予算をつかうべき。<札幌>

何が足りないかは当事者が一番知っているし、強化、補完とはいえ、組織や人が別れているのは利用しにくいことから、既存拠点組織が担っていくべき。

他と似たような施設であれば不要。他との違いを明確に。

環境対策調査官事務所との役割分担がよくわからない。

既存の機能（ex.環境財団）と釧路の連携が希薄。

既存の施設では出来ない、またはいけない理由が、説明からはイメージできない。

地方環境パートナーシップオフィスで目指す機能と北海道環境財団の機能が重複している。

北海道環境サポートセンターからの情報提供等の支援は有用だが、（新たな）拠点機能自体はあってもよい。

全く新たな拠点は既存の団体とのネットワークづくりに時間がかかる。既存団体を活用してほしい。

既存拠点との役割の重複に対して、縦割りの中でどう連携できるか不安。

札幌に1ヶ所でもいいが、その機能を全道にどう拡げることが重要。既存施設と組織の最大限の活用を。新たな地方組織（「～環境会議」等）の設立も一案。

2 国の政策と地域をつなぐ機能

国や自治体の政策に地域のニーズを反映させるためのつなぎ役として期待。

国と地方をつなぐパイプとなるポジション・人材が必要。

国と地方のミスマッチの解消を。

国レベルの情報を地域に伝える機能を期待。

環境省と道内の市民・民間・自治体とのコミュニケーション機能が必要。

既存の制度（国、道、市町村）のコーディネート役としての機能が必要。

地元自治体の関わりを考える必要がある。

具体的な顧客としての企業のニーズには疑問。

環境商品普及等、環境ビジネスと行政との接点であってほしい。

国の施策を地域にしらせるためにはコミュニケーション力が必要。拠点をとおして国に提言する窓口ができることには大きな意義がある。

環境省はもっと地方に向いて直接現場を見て対話すべき。その伝える場としての拠点をもち、環境省自ら発信することである。

環境財団のような行政と市民をつなぐ役割をサポートすればよい。

3 多様な主体・地域間をつなぐ機能（ネットワーク、連携）

札幌と札幌圏外とのニーズの把握、共有に基づく地域間連携が必要。
自治体と企業と市民活動をつなぎ、連携を進める事業を。
活動している人たちの出会いの仕掛け役が不足している。
施設としての拠点ではなく、行政と各団体の距離の近さ、協働できる仕組み、理解し合える関係性こそが重要。
ハードよりも人・ネットワーク等のソフトが重要。
既存の拠点はあっても、それらをつなぐ機能は必要。
人的、場所的なネットワークの中心となる機能が必要。
待っていても人は来ない。活用されるには地域に出ていくことが必要。
活動は特定の人材に集中しがちであり、地域の人づくりと支援が必要。
札幌にあっても、道内各地と道外・国外とをつなぐ連携を。
既存の制度をつなぐコーディネータの役割が必要。
一次産業や観光業などの分野ともネットワークを組む検討が必要。
環境教育の分野での学校・教員との連携の創出が必要。
地域から企業の環境活動が評価される仕組みが必要。
地域のパートナーシップが未だに確立されていない状態で、全国的なパートナーシップを求めるのは時期尚早である。
市民が行政とパートナーシップを組む要件やメリットを市民側と行政双方が学ぶ必要がある。
地方の拠点施設や人材認定制度などとうまく組み合わせてNPO的思考方で進めてほしい。
環境保全活動を行う上で相談できる専門家の配置。
地元NPOとの連携を推進すべき。
拠点は市民だけではなく事業者も対象として意識してほしい。

4 情報の収集、発信への期待

道外や国外の環境に関わる活動の情報集約、発信を。
情報の拠点としての戦略・ターゲットをはっきりさせる必要がある。
ほしい情報にたどり着くための「入り口」機能が必要。
環境財団の情報も顔の見えやすい札幌圏中心になりがちであり、遠距離でも恩恵が受けられるよう支庁単位の情報発信等が必要。
地域の取り組みや連携の発信を。
人材認定制度等、北海道が持つ優れた事例情報の全国への発信を。
北海道全域をカバーすることが必要。
環境財団の持つ情報の活用と連携。
日々の情報の更新が重要。
学校で使えるデータの整理が必要。
温暖化のようなグローバルな情報を地方に発信してほしい。
政策や場をつなぐうえで、まず情報発信が重要。
ネット環境にない人への情報発信に留意する必要がある。
ネットを介してだけでなく、顔の見えるつながりこそが必要。
環境商品などの情報を地方環境パートナーシップオフィスの職員が収集し、行政で活用してほしい（情報収集力につながる）
国との連携についての情報発信を拠点が担えばよい。

5 広域カバーと設置場所について

札幌市内、環境省事務所近傍であることが必要。
顔の見える関係が重要であり、近隣になれば活用できない。
(札幌ではなく道東、)釧路への設置を。(複数意見)
理想的には支庁単位での設置を。
拠点を固定せず、例えば2年ごとに釧路、網走、…と巡回させては。
支庁または圏域単位で情報収集発信要員をおいては。(ただし、ボランティアでは無理)
札幌に拠点を置くなら、各圏域の担当を置く。
距離格差を相殺する優遇制度(教材や貸出物の送料優遇など)等、広域対策が必要。
情報や活動拠点に恵まれた札幌との格差の是正。
(札幌にある施設では利用が不可能であり、北海道第2の都市である)旭川に設置を。(複数意見)
つないでいく場所として地域の拠点は大切。(ヨーロッパのどこの町にもある)インフォメーションセンターのような取り組みが重要。
全国の地方環境パートナーシップオフィスの設置条件では北海道はカバーしきれない。北海道の特殊性を考えると札幌以外で数カ所の拠点が必要。
地域にあることが(その地域の)活動をしやすくする。拠点は北海道に数カ所必要であり、活動は是非とも地域に委託してほしい。

6 運営体制について

有能な人材の配置と財政的裏付けが必要。
組織経営と切り離して活動できる立場を確保することが必要。
想定される事業規模(職員2名程度を想定)では、広域に対して充実した内容の情報収集・提供は困難では?
2名程度の職員では不足。(全道カバーは不可能。休暇や研修の確保も必要。)
さまざまな事業実施には人材と資金が必要であり、今回の地方EPOの予算では運営資金が不足。
地方の拠点施設や人材認定制度などとの組み合わせ。
職員は即戦力として活動可能な環境保全活動に見識のある方を採用すべき。
既存の団体を活用することにより、効率的にネットワーク作りを進めるべき。
ハードよりもソフトに予算を振り向けるべき。
NPOは安くて済む下請けという認識は改めてほしい。

7 検討プロセスについて

拠点や事業のねらい、対象、到達目標、具体的な活動の姿等、イメージが不明確。
現状、課題の共有ができておらず、意見出しも足りない。
ハコモノありき、方法ありきの検討では困る。ねらいを明確に。
こうした意見交換を継続してほしい。
アリバイづくりではなく丹念な積み上げの作業を。
官主導の押し付けではだめなので、意見を聞きながら進めるやり方は良い。
設置場所にこだわった議論よりネットワークに話の重点を置くべきである。

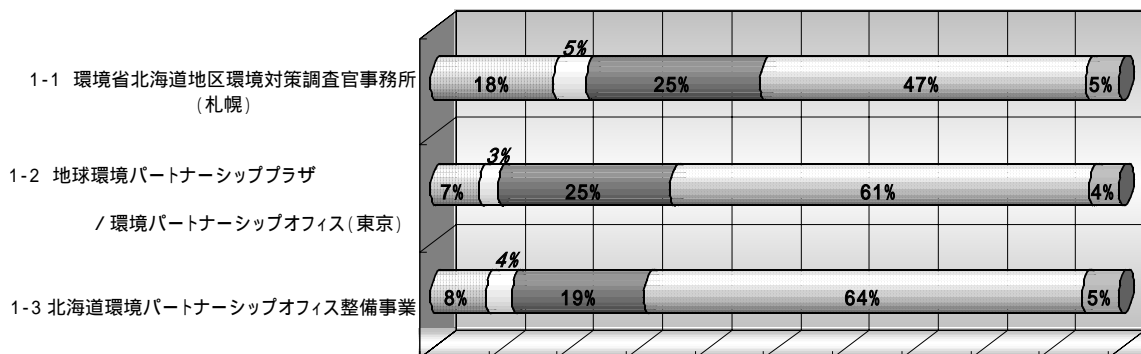
参考資料 3

アンケート及びヒアリング調査結果概要

質問 1 以下の機関・施設・事業をご存知ですか？

本事業に関わる環境省北海道地区環境対策調査官事務所（札幌）、地球環境パートナーシッププラザ/環境パートナーシップオフィス（GEIC/EPO、東京）及び本事業の道内における認知度を調査した。在京のEPO/GEICや、まだ始まっていない北海道EPOに比べ、いくつかの事業公募の窓口でもある環境省事務所が相対的に高いが、EPO自体の認知度は現時点では非常に低く、事業展開にあたっては、意識して機関や事業の存在をPRする必要があると思われる。

質問 1 以下の機関・施設・事業をご存知ですか？



- a 概要をしっている
- b ホームページで刊行物等を見たことがある
- c 聞いたことはある
- d 知らない
- e 無回答

質問2 環境に関するあなたの取り組みの課題を解決し、より効果的に進めていくために、「誰から」「どのような」支援を期待していますか？（自由回答）

選択肢を設けず、自由回答を依頼した。回答者の区分を問わず活動資金と人材の不足が課題として多く、これに対する直接的な支援を期待する声が多かった。行政機関の多くが、国や道等より大きな行政主体からの財政支援や情報提供などの支援を求めているのに対して、市民・民間活動は、行政の支援を期待する立場、行政に頼らず自立を重視する立場、団体間連携、市民や企業の支援を求める立場等、多様であった。

<回答（抜粋）>

市民の利益との両立に向けて税制を改善してほしい。現状では市場競争で勝てない。
（団体）

補助金の使い勝手が悪すぎる。取り組みを圧迫する事務が支援を妨げる。（団体）
環境省だけでも補助制度がたくさんあり、手続きが一様ではなく、わかりにくい。
窓口をまとめるなど改善を。（団体）

ネットワークを持つ立場からの専門的なアドバイスを期待する。（事業者団体）
支援は必要だが、環境省や本事業が同様に活用できるのかがわからない。（施設）
多くの市民の協力（活動・資金）とそのための支援組織による支援を。（団体）
行政からの財政支援と人材確保等の人的支援。（団体 / 同趣旨多数）

企業からの活動資金やPRへの協力を期待。（団体）
環境省の予算運用はおかしい。国土交通省のようにスムーズな執行を。（団体）
開発局の協力に対して市は財政難で後ろ向き。組織の連携による支援を。（団体）
ネットワーク機能を持つ機関から、そのネットワークとの橋渡しを期待。（団体）
自主・独立で活動すべき。（団体）

行政（特に市レベル）による環境保全への明確な意思を示すことが必要。（団体）
学校、民間それぞれの教育活動の経済評価と適正な負担を。（団体）
担当部署に直接提言し、担当部署の考え方や方策を公表する仕組みを。（団体）
生産者と企業、生活者を結ぶシステムの形成が重要。（団体）
環境情報発信のまちづくりを進めるに当たり、事業を切り盛りできる人材が必要。

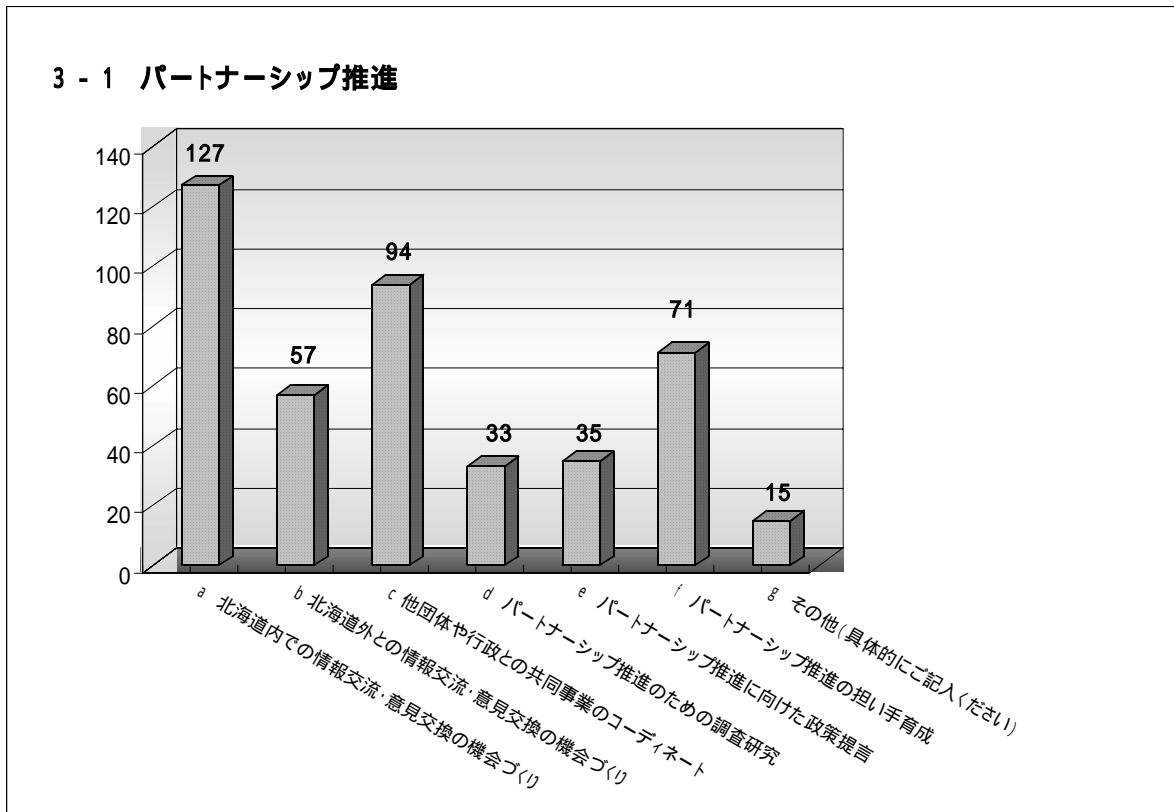
（団体）
行事広報等に環境関連団体の協力を得たい。（事業者団体）
企業のCSR活動に対する支援を（行政）
環境問題解決に向けて法的根拠の整備が必要。（行政）
国予算を環境への貢献度に応じた資金配分としてはどうか。（行政）
国・道・市町村間を取り持つ事業コーディネートを。（行政）
地元の民間活動の成熟度や連携への期待がわからない。（行政）
管内の環境教育活動のレベルに大きな差があり、水準を上げる必要あり。（行政）
影響力の大きいテレビ等マスコミからの自発的な支援を期待する。（行政）
市民向けセミナー等で大量に配布できる啓発資材がほしい。（行政）

質問3 北海道環境パートナーシップオフィスは、道内の市民・事業者・行政(市町村、道、環境省などの国の機関)の連携・協働を創り出すことで、さまざまな分野の環境保全の推進力を大きくしていくことをねらいに活動します。こうした目的のために、どのような事業やサービスが提供されればよいと思いますか？
(該当する項目をいくつでも で囲んでください)。

3-1 パートナーシップ推進

回答者の7割弱が北海道内または地域内の情報交流・意見交換の機会を求めており、次いで他団体や行政との共同事業のコーディネートに期待する声が多い。道外との関わりや政策提言等を期待する声は多くはなかった。

すでにパートナーシップを構築して活動してきている団体からは、こうした取り組みよりも個々の活動への直接的投資を求める声もあった。

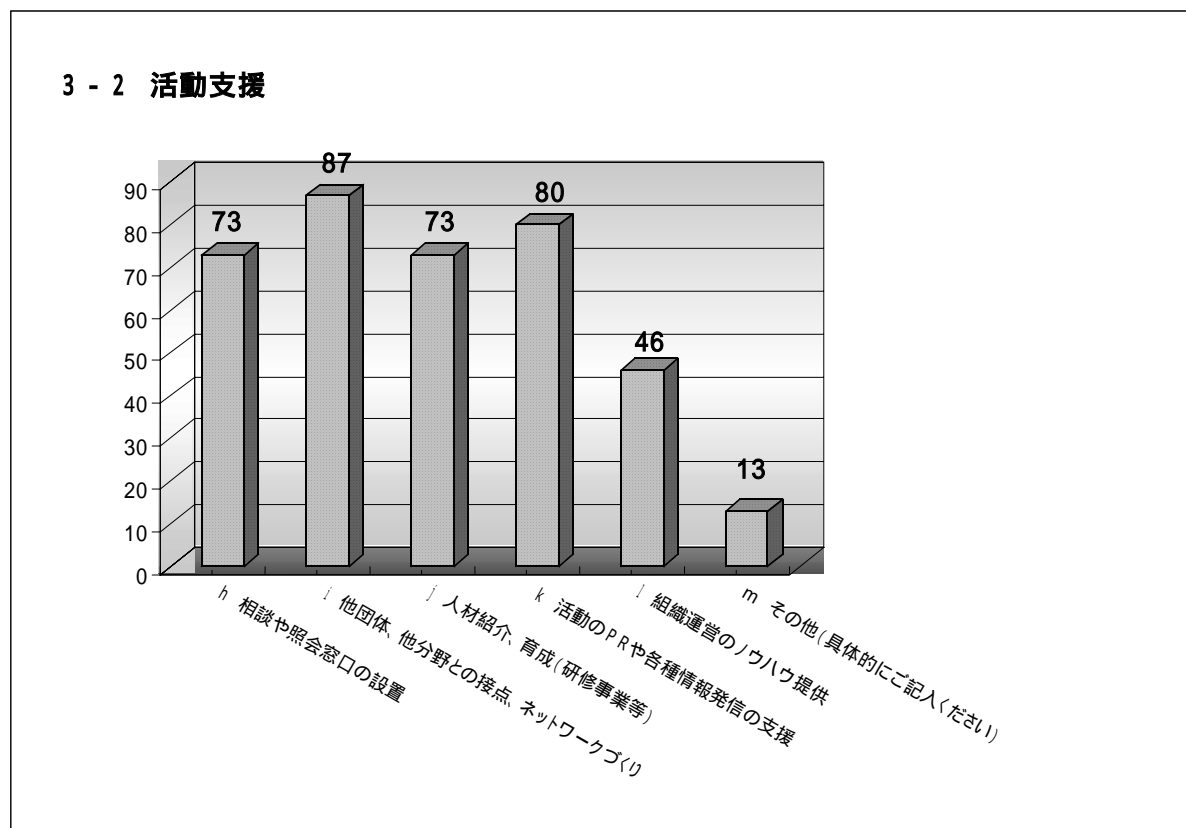


<その他(抜粋)>

- 情報交流は自らやるべきことで、公共のお膳立ては不要。(同趣旨多数)
- 行政間の連携、事業評価、事業に関する意思決定への関与。(団体)
- NPOに対する行政側の理解と具体的なパートナーシップを示してほしい。(団体)
- 企業とのパートナーシップの機会づくり。(団体)
- 地域の既存の市民活動支援機関との連携を。(団体)
- 学校教育を巻き込むことが絶対に必要であり、学校との連携の大幅な強化を。そのための、教育者、指導者が学ぶ場と仕組みづくりを。(団体)
- 各団体の活動状況を把握して公開し、そこから何ができるか検討を。(施設)
- 地域の合意形成のためのプラットフォームが必要。関係者の対話の接点づくりや方向性づくりをを支援してほしい。(施設)
- 先進地との情報交流は有用。(行政)

3-2 活動支援

回答者の4割強が相談窓口、ネットワークづくり、人材、活動PR等の支援を期待している。回答者の属性ごとの顕著な違いはみられなかった。

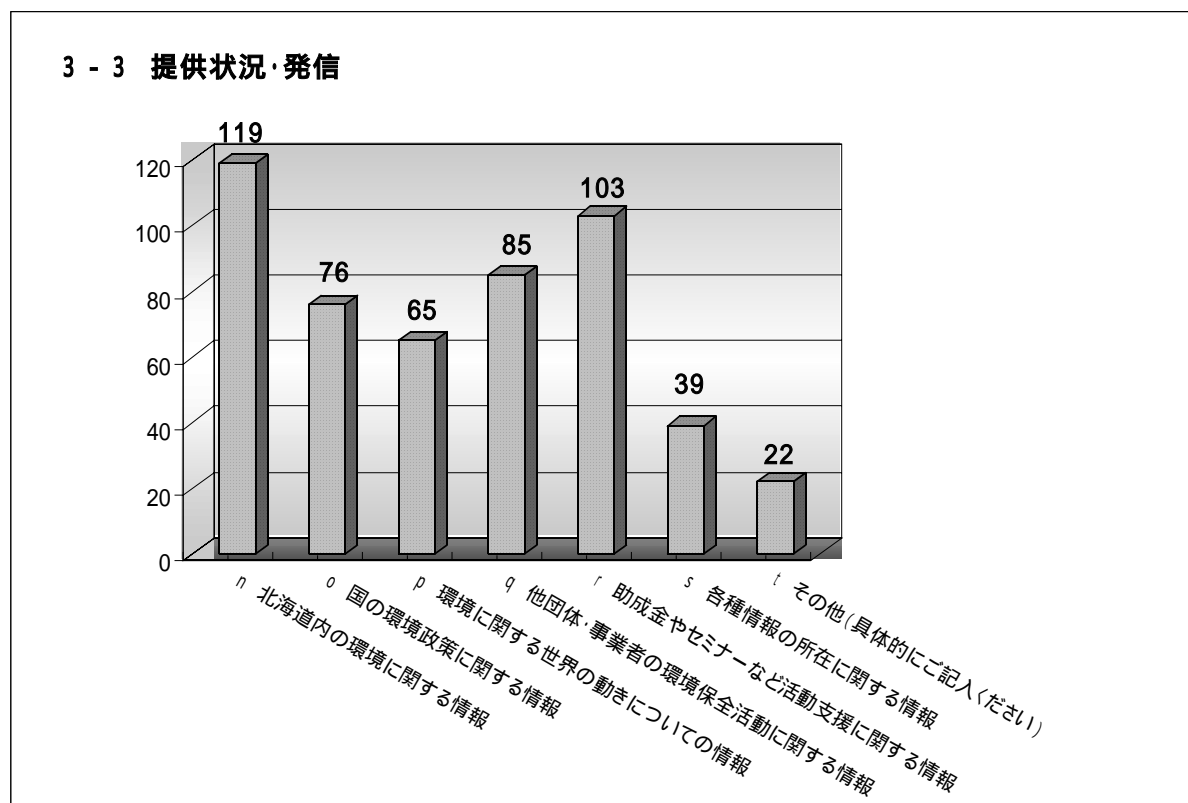


<その他(抜粋)>

- 民間に不足している資金を国として支援してほしい。(団体、施設等複数)
- 行政間連携づくりと縦割りの排除こそが必要。(団体)
- 環境省自らが主導して省庁間連携を図り、解決するという決意表明を。(団体)
- 活動の自立や活性化に向けた、アイデア提供等の支援を。(団体)
- 地域の活動の効果的なPRの機会、場を。(団体、複数)
- 各地での研修事業や集まりのコーディネートを。(団体)
- EPOの活動によりNPO/NGOへの参加者が増えるような活動を。(団体)
- 人(事務局機能、コーディネーター)とお金(理想は自己資金での運営だが、活動初期段階はお金が必要)。(団体)
- 無関心層向けの活動をしている人へのバックアップ。(人材)
- 現場のアイデアを形にするには助成金の充実が最も重要。(施設)
- 人材育成はOJTでインターンなどをうまく回せる仕組みに(施設)
- 海外客対応や外国語による発信棟、団体の国際化に向けた支援を活動の柱としてほしい。(施設)

3-3 情報提供・発信への期待

国の環境政策や世界の動きよりも道内の情報を期待する声が多く、こうした情報が現在は十分に普及していないことが伺える。また、助成金など活動支援に資する情報や、他団体・事業者の活動に関する情報への要請が多かった。4割程度の回答者が国の環境政策に関する情報を期待している。一方、必要とする情報の多くは、探せば各種機関やインターネット等で入手できるとの考えから、あらためて本事業で情報提供に取り組むことへの疑問も複数寄せられた。



<その他(抜粋)>

- テレビ、新聞等を利用した定期的な活動PRを。(団体)
- 社会が必要としているところには必要なものが集まる。情報は必要な人が自力で探すべき。(団体)
- 企業のCSR活動との連携に向けて、道外を含めた企業の地域貢献への意向と、それを必要とする地域の希望を相互に共有させてほしい。(団体)
- 地域の活動情報を道内向けに発信を。(団体)
- 必要な情報の多くは公開されているが、国からの情報が支庁や市役所で止まってしまふなど、有効に活用されていない状況の改善を。(団体)
- 活動団体や支援組織に関する総合的なデータベースの構築を。(団体)
- 遠隔地からのアクセスに対応する、地域ごとの情報開示等の工夫を。(団体)
- 役所が中継機能を担い、道内を4地域くらいにわけたエリア毎の情報発信を。(団体)
- 活動対象が地元中心であり、地元向け啓発に資する情報提供を期待。(施設)
- メディアが正しい情報を流してくれること自体が一番の支援になる。(施設)
- インターネットによる情報提供が充実しており、国の動きもメールニュース等で把握できるので、あらためて事業化する必要性を感じない。必要なときに教えてくれる環境サポートセンターのような機能があればこと足りる。(事業者)
- 各所に散在する情報への一元的なアクセスの仕組みの整備を。(行政)

環境省の電子情報提供は充実しているが、市町村の動きはわからない。先進事例についての情報がほしい。子供向け並みのわかりやすさも重要。(行政)
事例、費用、効果等について公表情報を簡単に調べられるサービス。(行政)
事業者の環境保全活動の情報が把握しづらい。(行政)
ターゲット別の情報提供を。(行政、団体)
助成、優遇措置、支援制度等へのアクセスの改善が必要。(行政、団体、施設)

3-4 その他、事業やサービスとして期待することがあれば自由にご記入ください。

<回答(抜粋)>

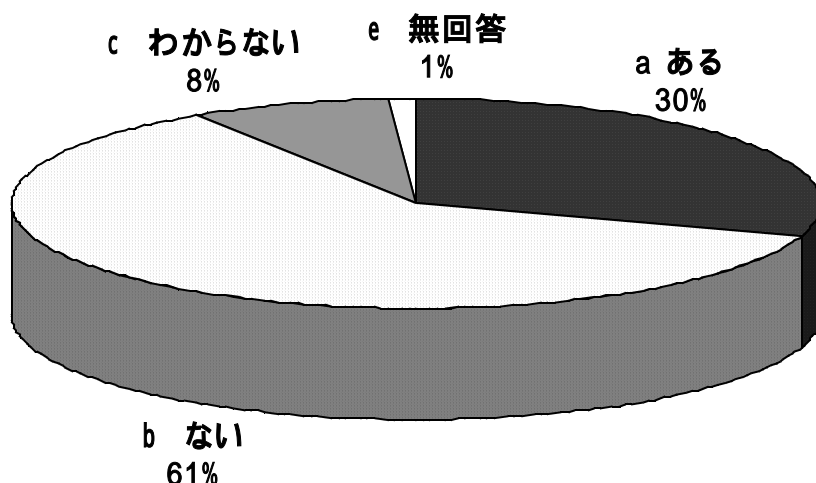
既存組織との重複は避け、北海道環境財団の活動と一本化すべき。(同主旨多数)
真に役立つレベルの高い人材がいて、十分な資金があることが役立つ条件。現在の想定規模からは、それが期待できそうにない。(団体、施設、行政等複数)
北海道環境財団・環境サポートセンターがあれば、あとは国レベルの対応が必要なことを環境省に取り次ぐ機能があればよく、新たな組織は不要。これをそのままEPOに位置づけ、北海道環境財団のネットワークをふくらませながら活動すればよい。そのためにも道庁は同財団をしっかり支えるべき。(事業者)
スタッフが道内各地域の活動を把握し、ネットワークを持つ必要がある。地域に伝え、理解を促進する機能を。(事業者)
予算が少ないなら、地域ごとに3年程度のプロジェクトを組むこと等で道内をカバーしては。(事業者、団体)
道内企業の意識はまだ低い。企業の意識・環境力向上を。(事業者)
取り組みたいときにコーディネートを相談できればよい。(事業者)
情報交換や提言などでは不十分。政策や開発行為に対する権限が必要。(施設、団体)
環境行政のサービス窓口の一本化を。(団体、行政等複数)
企業のCSR活動と環境産業をとおした地域づくり・経済・NPO等との橋渡し役を期待する。(団体、複数)
中央や全国の環境問題の見方、捉え方に大きな違和感がある。環境側からの呼びかけは窮屈で地域に魅力ないものばかり。この感覚の差を中央に理解してほしい。(団体)
国主導の事業は全国一律の考え方が必ずあり、地方に通用しない。地域オリジナルな提案と実践こそが必要であり、お金があるなら直接投資してほしい。地域ごとに実践できる人材をつくることこそが力になる。(団体)
北海道環境財団がかつて実施していた「ナイトカフェ」を各地で地元の協力を得て実施してほしい。(団体)
事業内容を決めていくプロセス自体、外部との協働で。(人材)
協働には、住民の理解がポイント。さらに必要なことは、行政側の訓練。(人材)
住民やステークホルダーの合意形成を中間支援組織が担ってほしい。(行政、事業者)
これができたことで北海道の環境活動が活性化した、というものとならなければ無意味。(施設)
行政官連携のみならず企業とのネットワーク体制が必要。(行政)
企業への呼びかけによるファンド創設のコーディネートを。(行政)
ボランティアを必要とする側と希望する側のマッチングを。(行政)
拡大生産者責任の普及に資する生産者と一体となった活動。(行政)
市民の取り組みの活性化のために、学校教育現場の参画を。(行政)
地域の人材育成事業との連携してはどうか。(行政)
札幌中心ではなく道の14支庁にも接点のある活動を。(行政(支庁))
事業のPR不足であり、地域への理解促進のための広報を。(行政)
地域の環境教育活動のレベルアップのためには、ハイレベルな人材が必要。専門家を雇用して派遣してほしいが、この予算規模では期待できない。(行政)

質問4 パートナーシップによる取り組みの状況や今後のご意向をお聞かせください。(該当する項目を で囲んでください。)

4-1 現在または過去に他団体等とのパートナーシップによる活動の経験がありますか？

「ある」と回答したのは3割強にとどまり、その内容も外部主導の会議や事業への参画など、「少なくとも単独ではない」というレベルの活動も含まれ、対等な関係での合意形成に基づく本来のパートナーシップ活動の事例は限られているものと推察される。

4-1 現在または過去に他団体等とのパートナーシップによる活動の経験がありますか？



<「ある」の内容(抜粋)>

- 他団体とのワークショップや地域活動の共催等。(複数)
- ネットワーク活動や各種会議等への参画。(多数)
- 保育園や子育て支援センターを通じて海岸の清掃を行った。子どもだけでなく、親も参加した。(道南)
- 教職員の研修を施設で受け入れた。(道央)
- 地元NPOと組んだエコミュージアム構想の検討やプログラムの実践。(道央)
- 環境基本計画の原動力となった公募団体と行政が一体となった取り組み。(道央)
- 市の生物調査をノウハウを持つ地元市民団体の有償支援により実施。(道央)
- 事業者団体が消費者団体の協力を得て省エネアンケートを実施。(道央)
- 市の施設と3つのNPO法人との役割分担による情報発信。(道央)
- 環境基本計画への市民の参画。キャンドルナイトの事業者との共催。(道央)
- 自治体と植林事業を共催。(道央)
- 河川の常時監視、保全への実効委員会形式による参画の仕組みの導入。(道央)
- 国や観光協会の参画による登山道整備、森林整備等。(十勝)
- 道外組織との連携事業に参画していたが、多忙で休止中。(十勝)

市民40人の参画による環境保全推進会議での発案により、ノーカーデーや環境交流会などが実現し、ノーカーデーには市内の料飲店の協力も生まれた。(十勝)

自然系施設のネットワーク組織の設立・活動。(道東)

国が主導する自然再生事業に地域内外のたくさんの主体が参加している。(道東)

遠隔地の環境教育指導者のもとに地域の教員を派遣してトレーニング。(道東)

地元事業所と組み、同社の展示会や社員研修等をとおして地場産環境商品を使ってもらっている。(道北)

ひきこもりの子供を支援する東京のNPOの支部が地元があり、こことの連携で地元で子供達を招いて森林セラピーの合宿を行った。(道北)

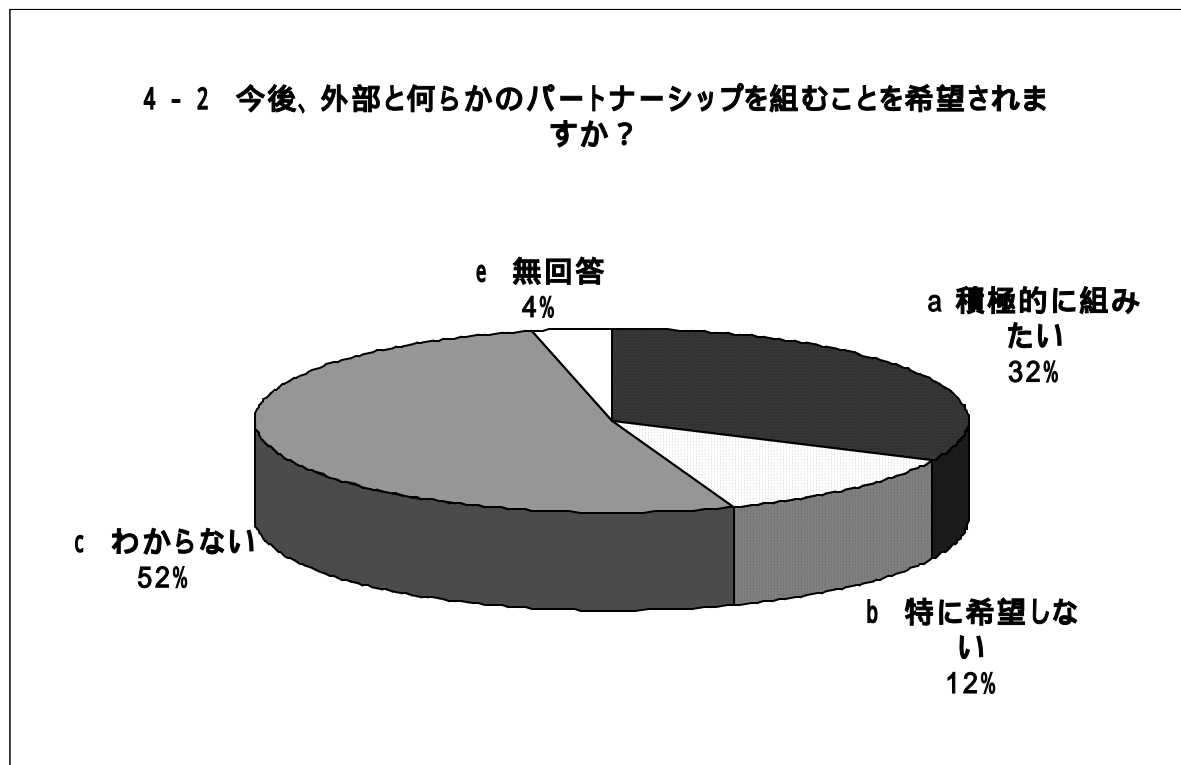
牧場と環境教育団体が組み、家畜と野生動物の理解に向けた教室開催。(道北)

主催シンポジウムを企業協賛と行政からの助成で行った。(道北)

町の再生に向けて、複数主体の参画を得て国の予算も活用して活動する新エネルギー研究会が活動している。(道北)

4 - 2 今後、外部と何らかのパートナーシップを組むことを希望されますか？

「わからない」との回答が半数で、明確に指向する回答者は1 / 3にとどまる。「希望しない」と答えた回答者が1割以上あるが、これは必ずしも意義の否定するものとは限らず、人員や予算などの活動上の制約により新たな活動を前向きに考えることができないという事情によるものが相当割合含まれている。



<肯定的回答から（抜粋）>

- 団体間交流を拡げ、事業の相互協力や情報交換を行いたい。（団体、複数）
- 一団体だけでは力不足。（団体）
- 楽しく気軽な「100万人のキャンドルナイト」を広めていく。（団体）
- 学校教育と連携して森林活動をしていきたい。子供達の参加確保のために参加費を上げられず、（市町村教委や教育局等）行政による予算支援が有効。（団体）
- 地域の新生エネルギー資源を活用し、学校教育と連携した滞在型の研修を行っていききたい。これにより道内外から人を呼び込み、地域再生につなげる。（団体）
- 企業や市民と連携を進め、森づくりや間伐材利用を進めたい。（団体）
- 森林環境と産業、地域づくり、NPOと市民参加などをテーマに、市民参加産官学民による北海道レベルでの政策提言を検討中。（団体）
- 民間や小中高生、大学生の力をあつめた森林整備、自然体験活動。（団体）
- 施設はどれも単独では余裕がなくネットワークによる活動には可能性がある。（施設）
- 酪農と水産業の利害を調整する動きをしたい。（事業者）
- 環境政策には、市民・民間の参画やパートナーシップが不可欠。（行政、複数）
- 省庁間・道などの縦割りから市町村が板ばさみにならない動きを。（行政）
- 学校と協働でのエコクラブ活動の推進。（行政、複数）
- 人対人から組織間のネットワークに発展させる必要性を感じる（行政）
- 道外を含め、意識の高い自治体との対話は有用。（行政）
- 予算の少ない行政の力では限界であり、民間と組んでやっていきたい。（行政）
- 環境分野に限らない博物館などのとの連携をしたい。（施設）

<否定的回答から>

予算や人的制約で新たな対応や負担は困難。(行政、施設等複数)

組むべきパートナーが地域にない。(行政、施設等複数)

行政と市民・民間では利害が相反する部分が多く、パートナーシップは困難。(施設、団体等複数)

自分たちの環境観を正しいと思いこんでいる人たちに、地域オリジナルな考え方は伝わらず、疲れるだけだし時間の無駄。市町村行政の取り組みは見せかけばかりで枝葉末節に終始して地域の環境づくりの視点が欠如しているため、接点はないし必要性も感じない。論ずるより自ら実践することが大切。(団体)

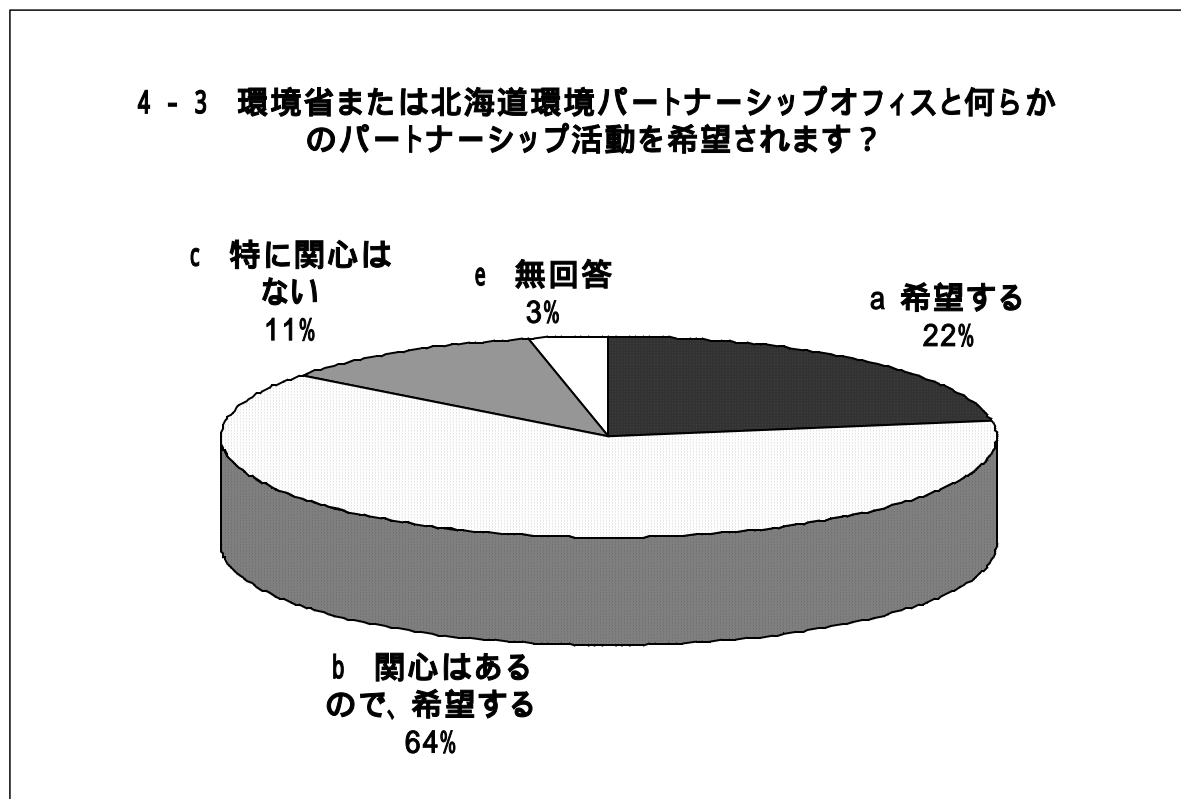
単なる情報交換レベルの連携は不要。地域からの情報提供は有料で。(団体)

パートナーシップ自体が抽象的でよくわからない。結局誰かが口火を切って役割分担をしていくことだと思うが、支援されて行うのではない。(施設)

NPOとの連携は望ましいが行政に事務局や調整が任されることが多く、主体的参加に基づくパートナーシップが形成されるとは現時点では考えにくい。(行政)

4-3 環境省または北海道環境パートナーシップオフィスと何らかのパートナーシップ活動を希望されますか？

「希望する」は2割強にとどまり、6割以上は関心はあるものの様子見にとどまっている。連携の意向だけでなく環境省等国の姿勢への要望も数多く寄せられた。



<提案、要望等>

自然再生事業が地元の要請と乖離してきている。地元と環境省が定期的に本音で意見交換することが必要であり、お茶会的な場が求められる。(団体)

企業のCSRへの意欲や予算は大きく、地域への貢献を期待したいが、地域が大企業と信頼関係を作るのは時間がかかる。こうした信用力がモノをいうマッチングに際し、環境省も組んでブランドづくりを支援してほしい。(団体)

モデルプロジェクトとして連携して活動することを希望。(団体)

EPOがナビゲーターとなって、地域のNPOとのパートナーシップに基づくスタディーツアーができるとうい。(団体)

都市向け省エネの呼びかけではなく、より根本的な地域循環を目指し、EPOが道内のそうした萌芽的な取り組みを取り上げて、しっかりと発信してほしい。(団体)

活動の裾野を拡げるなど余計なお節介。むしろ絞り込んで集中的な取り組みを。(団体)

サラリーマン的なスタッフでは役に立たない。(団体)

何か一緒にやってみたい。(団体、人材)

情報をとりまとめて関係しそうな団体に取り次ぐことで、必要に応じてパートナーシップが組まれることになる。(施設)

湿原の保全と観光活用に向けて周辺各施設の連携が必要であり、コーディネートが望まれる。(施設)

市の主催行事やプロジェクトに環境省も参加し、利害調整を要する局面で制度的な判断を示すことで力になってほしい。国は外との対等な立場を重視し、敷居を低くすることが必要。(行政)

情報だけでなく、地域の環境・再生のために一緒に考え、動いてほしい。(行政)

環境省北海道地区環境対策調査官事務所請負業務
北海道環境パートナーシップオフィス整備運営検討業務報告書

2005年9月

財団法人北海道環境財団

〒060-0807

札幌市北区北7条西5丁目5番 札幌千代田ビル4階

TEL：011-707-7011 / FAX：011-707-7770

ホームページ <http://www.heco-spc.or.jp>
